

江戸川河口だより

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所
江戸川河口出張所発行
☎03(3679)1460
2017年9月25日【第60号】

平成28年度に実施した工事が無事完了しました！

工事期間中、皆様方には工事による振動・騒音や生活道路の迂回などで、ご不便、ご迷惑をおかけしました。



<治水プロジェクト>

- 堤防断面不足の解消
 - 高潮堤防整備(市川市田尻)
 - 堤防整備(江戸川区東小岩三丁目)
- 老朽化した施設の更新
 - 行徳橋架替(市川市稲荷木・河原)
 - 矢板護岸補修(市川市田尻)
- いらなくなった排水樋管の撤去
 - 新橋排水樋管撤去(葛飾区東金町)

<環境プロジェクト>

- 河川利用の促進
 - 河川敷道路舗装整備(葛飾区柴又)

<高潮堤防整備>



<新橋排水樋管撤去>



<河川敷道路整備>



江戸川河口だよりは以下のURLまたは右のQRコードからもご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00003.html>



<矢板防食工事>

江戸川左岸（市川市田尻地区）の堤防法尻（堤防の最下部の端）に設置された矢板護岸は、施工から約24年が経過し腐食が進行しているため、その対策として腐食抑制材＋保護カバーによる矢板防食工事を実施しました。



①鋼矢板護岸の腐食



②さび落とし

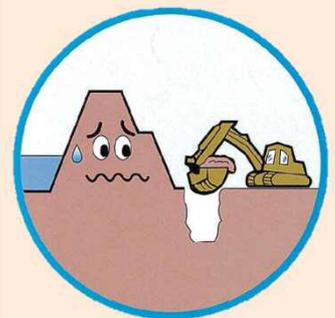
③保護カバー設置状況



④防食対策完成状況

【江戸川河口出張所によくあるお問合せにお答えします！】

- Q. 河川保全区域に家を建築する場合に手続が必要か教えてください。
- A. 河川保全区域内において、土地の形状を変更する場合や工作物を新築する場合などは、河川法の許可を取る必要があります。これは、堤防に影響が無いかを確認するための手続きとなります。許可が下りるまで1ヶ月程度かかりますので、余裕を持って申請して下さい。ご不明な点は、出張所までご相談下さい。



<<編集後記>>

江戸川河口だよりもおかげさまで第60号を迎えることが出来ました。平成18年の創刊から、足かけ12年かけての達成となります。今後も読者の皆様のニーズに応えられる内容をどしどし発信していきたいと考えておりますので、ご愛読のほどよろしくお願い致します。

『江戸川河口だより』編集長 江戸川河口出張所長